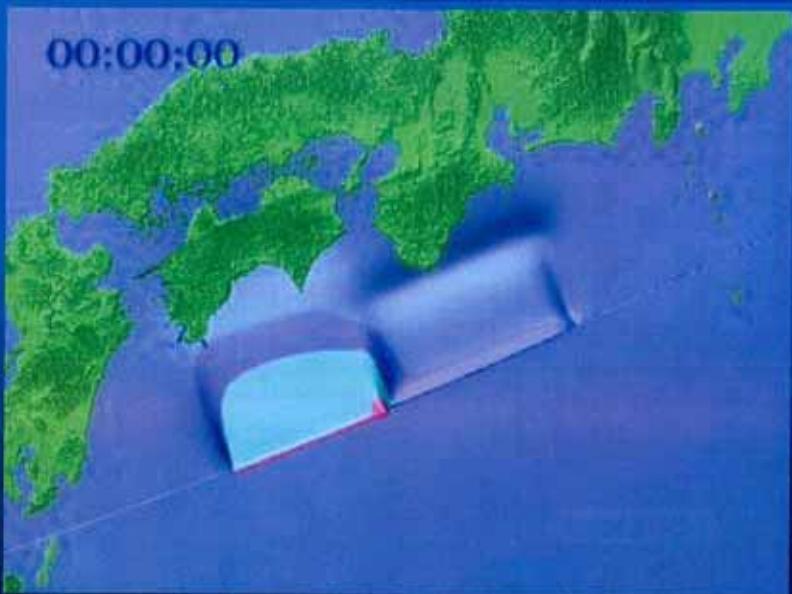


8.熊野川の津波予想

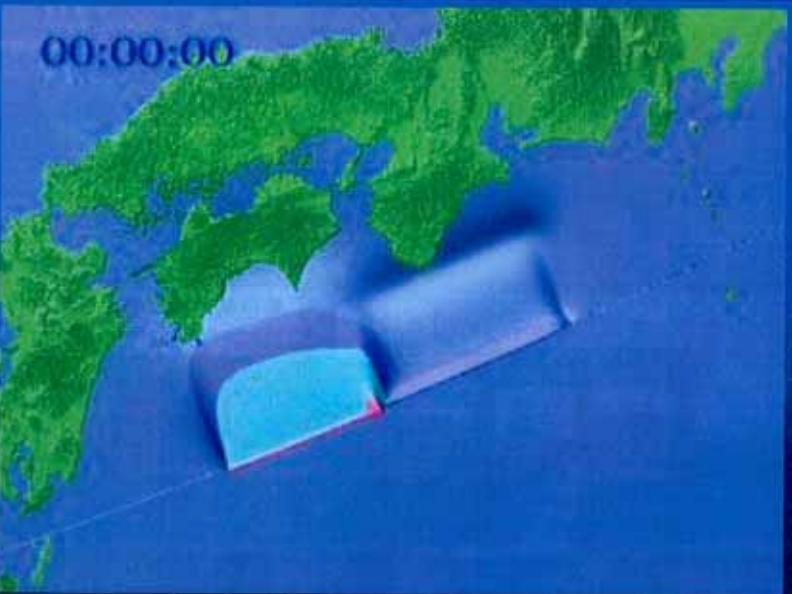
00:00:00



L33

8.熊野川の津波予想

00:00:00



L34

8-3 地震・津波対応



R33

8-3 地震・津波対応



平成18年3月30日放送 テレビ和歌山

R34

第5回 熊野川懇談会

会議資料3

熊野川の治水(その2) (第 9・10 章)



熊野川

目次

第4回懇談会(済)

第5回懇談会

- 1. 熊野川の特徴
 - 1-1. 熊野川の主な特徴
- 2. 治水事業の変遷
 - 2-1. 代表的な災害と事業計画の概要
 - 2-2. 熊野川 事業内容
 - 2-3. 相野谷川 事業内容
 - 2-4. 市田川 事業内容
- 3. 洪水の歴史
 - 3-1. 洪水の概要
 - 3-2. 過去の洪水
 - 3-3. 近年の洪水
 - 3-4. 近年の洪水(指定区間)
 - 3-5. 洪水時の痕跡
- 4. 熊野川治水対策の現状
 - 4-1. 工事実施基本計画の変遷
 - 4-2. 工事実施基本計画の概要
 - 4-3. 高潮対策
 - 4-4. 相野谷川の治水対策
 - 4-5. 市田川の治水対策

- 5. 熊野川の現状
 - 5-1. 熊野川における治水の取組
 - 5-2. 雨量観測所について
 - 5-3. 水位・流量観測所について
 - 5-4. 熊野川の洪水特性
 - 5-5. 治水における現状評価
 - 5-6. 量的評価
 - 5-7. 現況流下能力
 - 5-8. 質的評価
 - 5-9. 熊野川の河床経年変化

- 6. 熊野川本川改修
 - 6-1. 治水のための対策
 - 6-2. 熊野川本川の改修
 - 6-3. これまでの主な河川改修
 - 6-4. 近年の主な河川改修
- 7. 支川改修
 - 7-1. 相野谷川改修
 - 7-2. 市田川改修
 - 7-3. 自治体の内水対策

- 8. 東南海・南海地震対応事業
 - 8-1. 地震の歴史
 - 8-2. 地震想定
 - 8-3. 地震・津波対応
- 9. 維持管理
 - 9-1. 維持管理の目的
 - 9-2. 河川の施設
 - 9-3. 河川巡視及び点検
 - 9-4. 堤防の維持管理
 - 9-5. 占用許可の考え方
 - 9-6. 遊休施設
 - 9-7. 河川管理の高度化
 - 9-8. 地域住民との連携
- 10. 災害への備え
 - 10-1. 災害への備え
 - 10-2. 災害の対応
 - 10-3. 災害時の対応
 - 10-4. 情報の収集
 - 10-5. ソフト対策
 - 10-6. 災害時の対応(地震時)
 - 10-7. ソフト対策(地震時)
 - 10-8. 災害に備えたその他の取組

9. 維持管理

熊野川懇談会

35

9-1 維持管理の目的

治水

洪水による災害発生防止
洪水発生時の施設の防御
洪水後の対策のための状態把握

利水

利水の秩序の維持
渇水時の的確な対応

河川利用

事故の未然防止による
河川の安全利用
公共空間としての適切な
利用の確保

河川環境

河川環境の整備と保全
水質事故への的確な対応

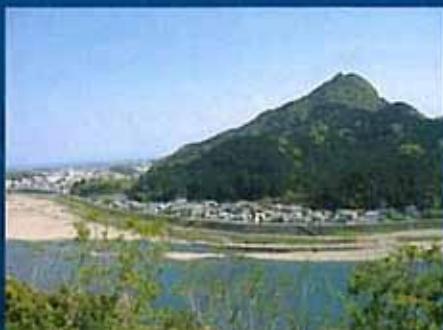
36

9-2 河川の施設

熊野川には様々な施設があります。これらは河川管理者が管理する河川管理施設と占用者が管理する許可工作物に分けられます。

河川管理施設	堤防、堰、水門、樋門等	流水によって生じる公共の利益を増し、水害を除去又は軽減する効果を持つ施設	河川管理者
許可工作物	橋梁、道路、公園、排水・取水施設等	他の社会活動との関連において、公共又は公益的な利益増大のため河川の一部を占用する施設	占用者

堤防



橋梁



9-3 河川巡視及び点検

河川巡視



点検



河川管理施設・許可工作物の変状、違法行為の発見等、河川が適正な状態に保てるよう巡回しています。

また、洪水時には堤防等の状況を把握するため巡回を行っています。

出水期は月2回、非出水期は月1回、樋門の点検を行っています。

9-4 堤防の維持管理

堤防の維持(除草)



堤防は水害を防ぐ重要な施設です。この堤防にできた変状などを事前に発見するために必要なのが堤防の除草です。

また、草を刈らないと火災が起こったり、害虫の発生や花粉の飛散など生活環境に悪い影響を与える可能性もあります。このため色々な草刈機で堤防の草を刈り取っています。

除草対象区域	無堤区間及び天然河岸、占用区間(兼用道路については、肩から1m)を除く全区間
除草回数	熊野川：年2回(5～7月、9～11月) 相野谷川：年2回(5～7月、9～11月) 市田川：年3回(5～7月、8～9月、10～12月)
除草の方法	堤防の法勾配が、1:1.9以下は機械による除草

39

9-5 占用許可の考え方

河川敷地の占用は、許可を受けることができる占用主体(地方公共団体・公益事業者など)が、その事業又は活動に必要で、かつ規定された施設について許可申請した場合で、河川敷地の適正な利用に資すると認められる場合に許可することができます。

- ・治水上又は利水上の支障が生じず、河川の形状等の特性を充分踏まえて判断されるもの
- ・他の者の利用を著しく妨げないもの
- ・河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用の計画に沿ったもの
- ・河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然環境及び社会環境を損なわず、かつ、調和したもの(景観法に定められた基準がある場合はそれに沿ったもの)

占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先する必要があります。

40

9-6 遊休施設

現在使用されていない施設で、景観を阻害している施設です。

旧取水施設



製紙会社
所有



9-7 河川管理の高度化

現在は樋門操作員の地道な活動により施設管理、住民の安全確保がされていますが、将来は水文データやCCTVカメラによるリアルタイムの管理及び水門、樋門、陸閘の遠隔監視等、河川管理の高度化に向けシステムの整備を進めています。

新宮市・紀宝町(元紀宝町庁舎)に映像を配信



9-7 河川管理の高度化

●光ファイバーケーブルの整備状況

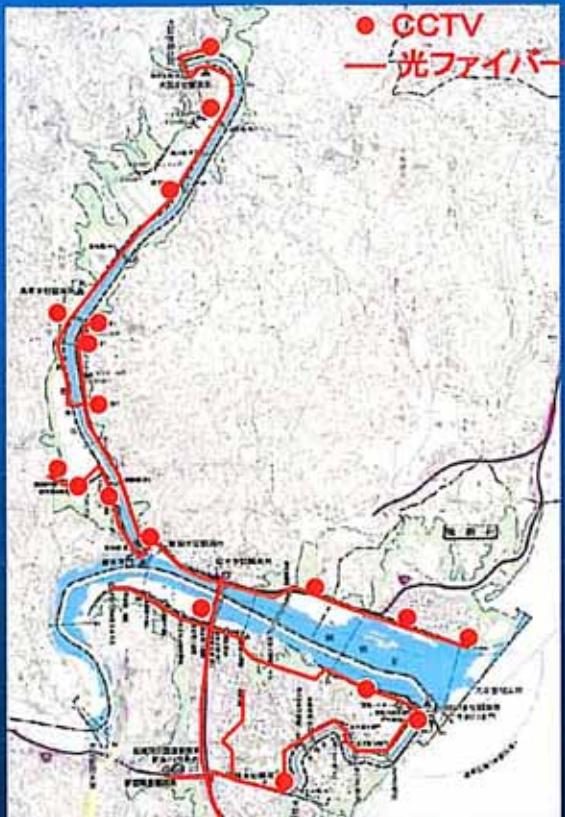
全 体 計 画 延 長 (km)	整 備 済 (km)	全 体 計 画 整 備 率 (%)
34.5	23.4	68.0

●CCTVの整備状況

全 体 (基)	H16迄 (基)	H17 (基)	残 (基)
39	25	7	7

残(予定) :

相野谷川ポンプ2基、大里地区3基、相筋2基



平成17年度末

43

9-8 地域住民との連携

熊野川一斉清掃



河川愛護月間の行動として、熊野川及び市田川で地域住民、関係機関と共に清掃活動を行っています。

また、街頭での啓発活動にも取り組んでいます。



44

10. 災害への備え

熊野川懇談会

45

10-1 災害への備え

災害に備えて、主にこのようなことを行います。

災害への備え

災害時の対応

防災体制
洪水予報
水防警報 等

情報の収集

水文観測
気象情報 等

ソフト対策

ハザードマップの公表
紀南防災ネットによる配信 等

情報伝達
降雨予測
水位予測
河川巡視
樋門操作
(水防活動) 等

情報伝達演習
水防訓練

46

10-2 災害時の対応

風水害時 防災体制(1)

低気圧や台風の接近などが予想されると、河川管理者は災害対策部を設置して防災体制を発令します。

発令は下記を目的に行います。

- ・要員の確保
- ・情報収集や伝達
- ・洪水予報の発表(地域住民への周知)
- ・水防警報の発表(水防団等への通知)
- ・河川巡視
- ・河川管理施設の点検(応急対策)
- ・水門・樋門操作

等

47

10-2 災害時の対応

風水害時 防災体制(2)

出水時には雨量や水位の状況、台風の接近状況などを目安に、注意・警戒(第一)・警戒(第二)・非常体制の四段階で発令を行います。

●防災体制の発令基準

注意体制	・水位観測所の水位が、 指定水位 を超えた(超えそうな)時 ・台風の本邦上陸が予想された時	等
警戒体制 (第一)	・水位観測所の水位が 警戒水位 を超すと予想される時 ・台風の近畿地方接近又は上陸が予想された時	等
警戒体制 (第二)	・水位観測所の水位が 警戒水位 を超え上昇する時 ・甚大な被害の発生が予想される時	等
非常体制	・水位観測所の水位が 危険水位 を超えた時 ・甚大な被害の発生した時	等

48